

特例監理技術者等の配置に係る試行要領

(目的)

第1条 この要領は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の配置に係る 必要な事項を定め、建設工事の適正な施工確保を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領において適用される工事の範囲は、予定価格が1億5,000万円未満の工事を対象とする。

(特例監理技術者の配置を認める要件)

第3条 特例監理技術者の配置を行う場合は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 監理技術者補佐を専任で配置するものとする。
- (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち、一般の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限る。
- (3) 監理技術者補佐は、入札参加者又は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 特例監理技術者が兼務できる工事は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合が発注した工事であること。
- (5) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- (6) 特例監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制であること。
- (7) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(同一の特例監理技術者が兼務できる工事の数)

第4条 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。

(提出書類)

第5条 受注者は、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合は、現場代理人等通知書及び経歴書をその都度発注者に提出するものとする。

2 受注者は、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合は、施工計画書に各々が担う業務について記載し、発注者にその都度提出するものとする。

(適用除外)

第6条 次に掲げるいずれかの要件に該当する場合は、特例監理技術者の配置を認めないものとする。

(1) 兼務する工事が維持工事同士であるとき。

ここでいう「維持工事」とは、社会機能の維持に不可欠な通年工事（応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）等をいう。

（その他）

第7条 発注者は、発注に際して入札公告に「特例監理技術者等の配置に係る試行要領」対象工事であることを明示する。

附 則

この要領は、令和6年11月15日以降に、公告又は指名通知を行う工事から適用する。